

コトパンジャン・ダム裁判の 新たな出発

コトパンジャン・ダム被害者住民を支援する会

2009/9/26、[改]2011/5/1

ODA(政府開発援助)とは

- 「貧しい国の人たちを助ける」との名目であるが、「海外版ムダな公共事業」が多くを占める。ODA事業を実施する企業の多くは日本企業であり、援助金が還流されるシステムとなっている。援助関連企業は「賄賂は必要経費」は公然と言い、被援助国の腐敗も増長している。「住民泣かせの援助」「役立たずの援助」が多い。
- 日本のODAは、年間約1兆円。
- 最大の「援助」先はインドネシアで、毎年約1000億円、累積約4兆円にのぼる。
- 日本からの「援助」の80%は円借款(ローン)であり、無償援助(贈与)は非常に少ない。
- 今日では「戦略援助」と称して、「貧しい国の人たちを助ける」という名目さえ捨てて、日本の国益を全面に出している。例えばイラクには5年間で50億ドル(約5000億円)の「援助」を実施中である。

史上発のODA裁判 日本の「援助」が訴えられた



2002年9月5日 第1次提訴
外務省前



2003年3月28日 第2次提訴
記者会見

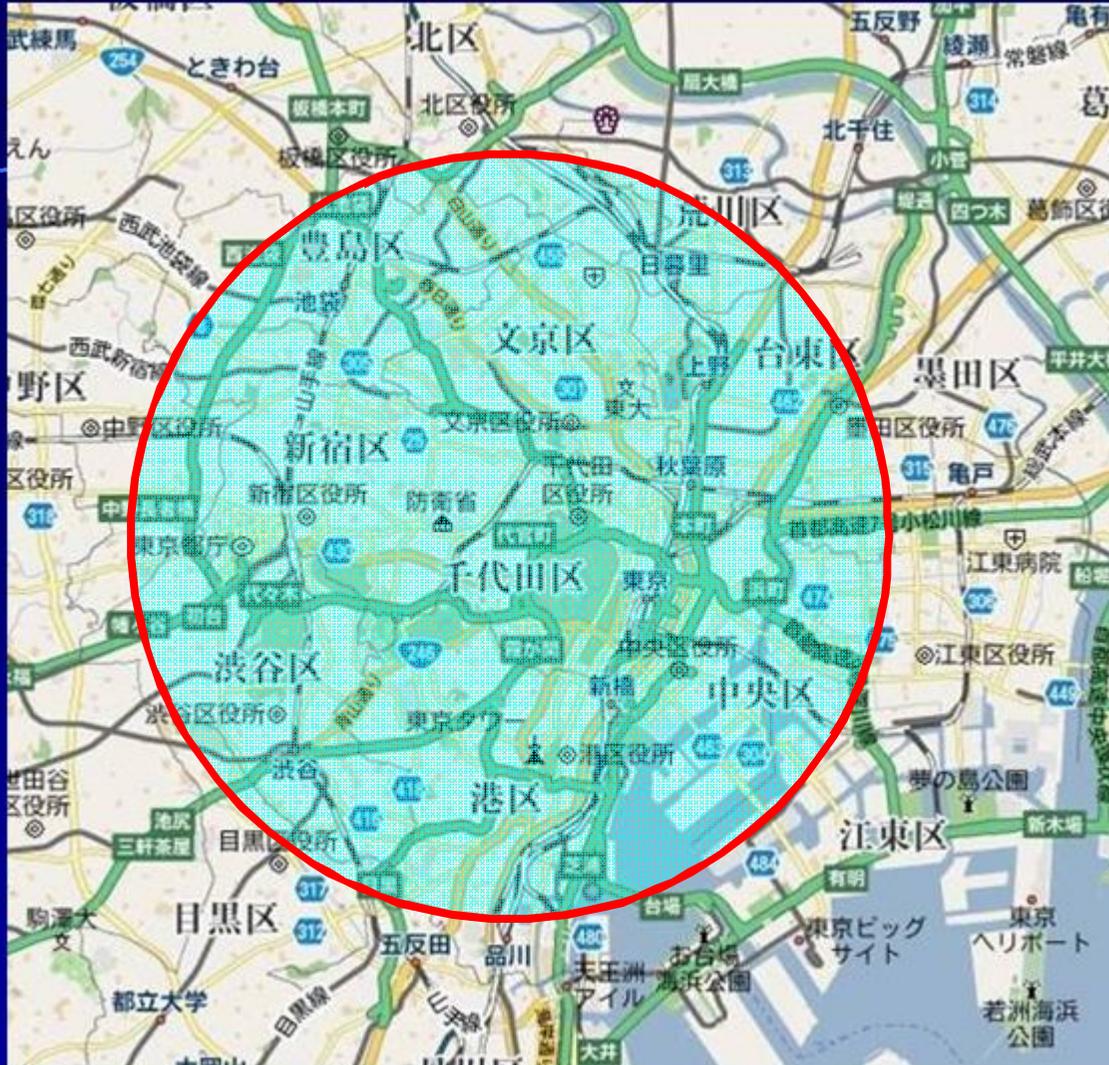
日本の援助ODA(円借款)312億円で建設



コパンジャン・ダムは、1996年、日本のODA312億円でインドネシア・スマトラ島に建設された。高さ58m堤長258mの水力発電ダム。



水没面積は124平方Km



山手線内の2
倍の面積がダ
ム建設によっ
て沈められた。

5000世帯・23000人が強制移住



河川が育んだ豊かな生活・文化・社会



世界最大の母系社会:ミナンカバウ民族の人たち
(ダム建設前・1990年8月撮影)

かつては「希望の村」と呼ばれた



移転前のコトパンジャン地域の人たちは、「川の民」と呼ばれ、生活・文化・宗教・娯楽と河川が密接に結びついていた
(ダム建設前・1990年8月撮影)

選択肢は「移転する」以外なかった

先祖代々受け継いできた豊かな土地を去らなければいけなかった。引越しの3日前から妻と荷づくりを始めたが、様々な辛さから、妻は涙が止まらなかった。自分も耐え切れずに泣いてしまった。軍事政権下で、用意された選択肢は、「移転する」以外には無かった。

(2005/11第20回口頭弁論 ラサドさん)



「ダムが弟を殺した」



ワルディアさんの弟サフリさんは、あまりに低い補償金に怒り、PLN（国営電力公社）との交渉にあたっていた。しかしPLNは聞く耳を持たず、前途を悲観したサフリさんは農薬を飲んで自殺してしまった。（2006/2第21回口頭弁論）

▲ワルディアさんの自宅前（弟サフリさんの写真を指さす）

銃で脅迫されながらインドネシアで提訴

1995年、スハルト政権下のインドネシアで銃で脅迫されながらも現地で裁判提訴をしたシャムスリさん。2006年2月の証人尋問に来日した。

2006年6月9日、69歳で亡くなられた。



移転先の住居



アスベストの屋根

6×6メートル／アスベストの屋根／雨漏り／水の出ない井戸／腐った床板／雨季には床上浸水・・・
「コンクリート床の半恒久的な家」との政府との約束は？！

水の出ない井戸



井戸にはOECEP
(JICACの旧称)と
書かれている



移転先の井戸のほとんどは水が出ない。生活水を得るために数Km歩いて川の水をくみに行く。

あまりにもずさんなダムの実態(1)

満足に発電されない



- 3つあるタービンのうち、1機しか稼動していない
- 毎日のように停電
- 頻発する停電／給電のため都市部で数十件の火災が発生

あまりにもずさんなダムの実態(1) 「ダム湖はほとんど干上がっている」



インドネシア「シンガラン」紙が一面トップで報道(2009/8/14)
「2010年にはダムが閉鎖されるかもしれない！」(写真左は実際のダム・写真右は完成前に作成された絵)

あまりにもずさんなダムの実態(2)

「沈まないはずの村」が沈んだ



本来沈まないはずのタンジュン村だが、雨季になると浸水する。住民たちはやむを得ず村を捨てて高台に移動したが、「自主的な移転」なので補償はされていない。

あまりにもずさんなダムの実態(3)

「沈むはずの村」が沈まない



「移転先では生活ができない」と、住民達は、元の村に戻って生活を営んでいる。幸いな(?)ことに、沈むはずの旧村は沈んでいない。(タンジュン・バリット村)

あまりにもずさんなダムの実態(4) 自然・環境破壊



木を伐採せずにダム湖に沈めたため、水質が悪化



「野生動物の保護」の実態は明らかにされていない

「スマトラの熱帯雨林」は世界遺産に登録(2004年)

あまりにもずさんなダムの実態(5)

歴史的な文化遺産も沈めるのか？



ヒンズー教・仏教文化を彩るムアラ・タクス寺院

寺院の周りに堤防を建てるのが予定されたが、未だに堤防はない。しかし「水が貯まらないダム」なので水没をまぬがれている。

コトパンジャン裁判の原告・被告

■原告 被害者住民8396人
(一審) WALHI(インドネシア環境フォーラム)－自然原告

■被告

国(日本政府)

コトパンジャン水力発電所プロジェクトをめぐって、インドネシア共和国と「借款契約」を交わした。「契約」には3条件が付されている。

JICA(国際協力機構)

ダムが建設される以前に行われた適正調査で太鼓判を押し、事実上プロジェクト進行へゴーサインを出した。なお、2008年10月にJBICのODA部門はJICAに統合されている。



JBIC(国際協力銀行)



プロジェクト執行にあたり、ODAとして資金を融資した。2002年の独自の調査(SAPS)では、すでに住民被害が起きていることを認知していた。JBICは現在、JICAに統合されている。

東電設計(株)

東京電力グループ。1979年に現地に入り、本案件探しを行い、インドネシア政府に提案した。ダムの企画・設計・工事・監理と全面的に関わっている。



コトパンジャン・ダム建設の経過

1979	東電設計:プロジェクト・ファイナディング(案件探し)を実施
1982	JICA:東電設計に委託してフィージビリティ・スタディ(実行可能性調査)を実施
1987	東電設計:詳細設計作成
1990-1991	日本政府:インドネシア政府からのダム資金融資の要請を受けて、了承。借款契約締結。 JBIC:312億円を融資
1992	ダム建設着手(監理:東電設計、建設:間組)
1996	ダム建設完了
1997	ダムに貯水

求める判決(要旨)



▲2004年12月、ジャカルタ、日本大使館前
「日本はコトパンジャン住民の生活を破壊した」(横断幕)

- コトパンジャン地域の原状復帰(ダムの水門を開けて水を抜く)を、インドネシア政府・インドネシア国営電力公社に勧告すること
- 損害賠償(住民ひとりあたり500万円)

被告の主張

①被害は無い／聞いていない

②仮に被害があったとしてもインドネシア当局の責任。日本側はダム建設資金を貸しただけなので責任はない。



▲外務省

原告の主張・立証

- ①被害は有る—被告JBICが作成した非公開資料:SAPS (援助効果促進調査報告書)を原告弁護団が独自に入手。そこには強制移住・被害の実態が赤裸々に記載されている。弁護団による現地調査や、原告住民・インドネシアの学者らの裁判所での証言等からも被害は明らかになっている。
- ②被害の責任—借款契約(融資3条件)・ダムへの湛水同意・注意義務違反 など被告には責任が有る。

ダム融資3条件とは

■ インドネシアでの報道

- ① 全世帯主の移転同意
- ② 適正な補償金
- ③ スマトラ象など野生動物の保護

■ 日本政府国会答弁

- ① 象を保護区に移動
- ② 移転後の生活水準は移転前と同等以上
- ③ 移転合意は公正・平等な手続き

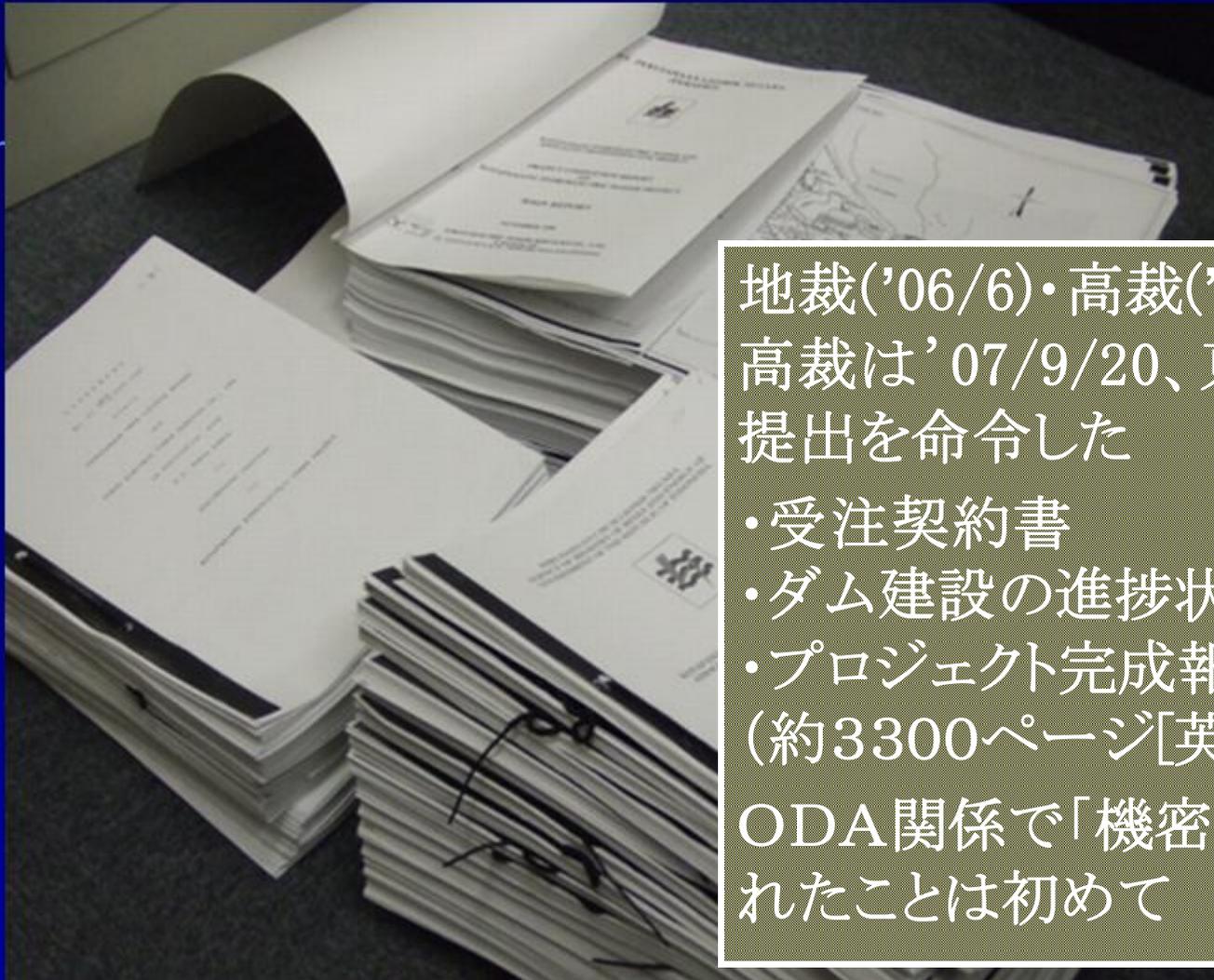
「外交機密」という口実で融資条件が明らかにされていない

文書提出命令の申立て

被告らが、ダム建設関連の証拠書類を隠し、再三の提出要求も拒み続けたので、その提出を求める裁判を本体裁判と並行して行った。

- ・ダム融資3条件が記載された日本とインドネシアとの間の「借款契約書」
- ・ダム建設・貯水の経過が記載された文書 など

文書提出命令裁判：一部勝訴（最高裁）



地裁('06/6)・高裁('07/5)に続き、最高裁は'07/9/20、東電設計に文書提出を命令した

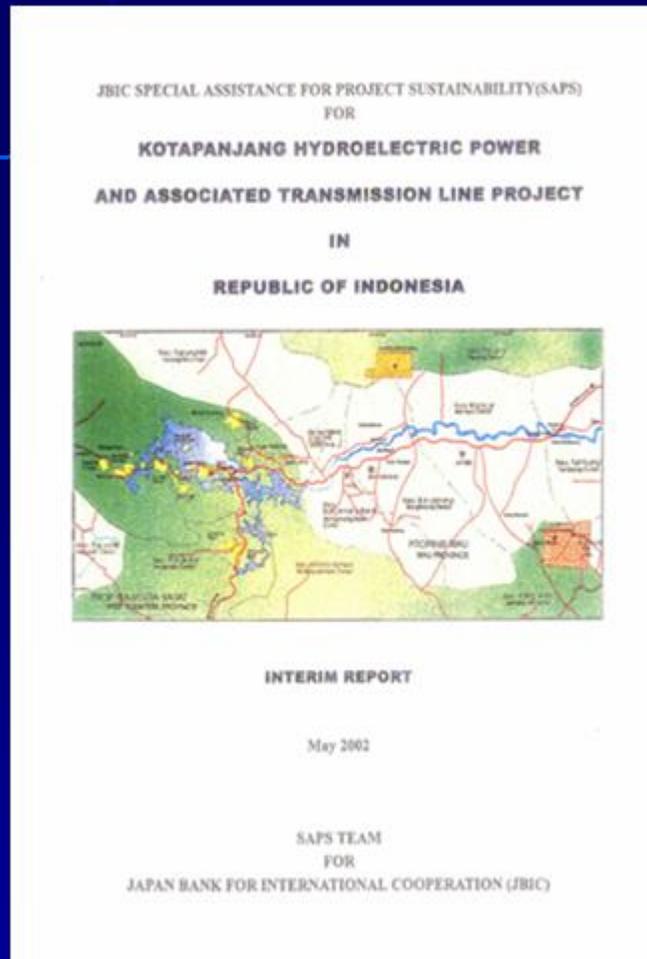
- ・受注契約書
- ・ダム建設の進捗状況報告書
- ・プロジェクト完成報告書
(約3300ページ[英文])

ODA関係で「機密文書」が開示されたことは初めて

被害事実が記載されたJBIC調査資料

被告JBICによる内部調査資料(SAPS:援助効果促進調査)を原告弁護団が入手し、翻訳して裁判所に提出した。SAPSには軍隊による移転

の強制・不当な補償の問題・移転には約束されたゴム園や水を得る手段がなく生活に困窮している事実などが具体的に示されている。



JBICが作成したSAPS



支援する会による翻訳本

2006年8月、国会議員が現地調査



参議院ODA特別委員会の与野党5人の国会議員が現地調査に入った

- ・鶴保庸介議員（自民／和歌山）
- ・柏村武昭議員（自民／広島）
- ・白眞勲議員（民主／比例）
- ・前川清成議員（民主／奈良）
- ・大門実紀史議員（共産／比例）



500人の住民が日本の国会議員に直訴

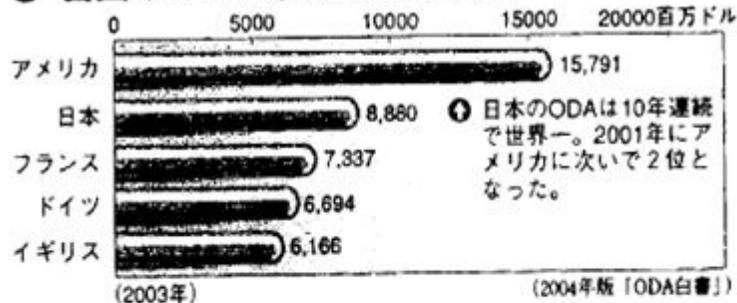


ODA被害者が現地で国会議員に直訴したのは初めてのこと

中学校「公民」授業にも登場

⑥ 日本の経済協力

① 各国のODA(政府開発援助)



① 日本のODAは10年連続で世界一。2001年にアメリカに次いで2位となった。

② 日本のODAの問題点

● コトパンジャン・ダム訴訟

2003年7月、日本の政府開発援助(ODA)によるダム建設で生活の基盤を失ったとして、インドネシアのスマトラ島の住民約4500人が、日本政府や国際協力事業団(現国際協力機構)などを相手取り、インドネシア政府へのダムの撤去勧告や損害賠償を求める裁判を東京地裁に起こした。2002年9月の提訴に続く2次提訴で、原告団は、ダム建設で強制的に移転させられた住民の半数近くの計約8400人、請求総額は419億円余になった。



裁判は2004年10月現在第11回口頭弁論まで被告の主張部分は終了し、2005年から証拠提出

問題になっているのは「コトパンジャン・ダム」で、約

中学校「公民」の副読本にも「日本のODAの問題点」としてコトパンジャン・ダム問題が取り上げられている

(新学社:ワイド版「公民」資料集2006)

2008/9/11 東京地裁での裁判が結審



カリム議長(東京地裁前)



近藤議員(社民)



白議員(民主)

最終口頭弁論(結審)には、原告団のカリム議長とイスワディ事務局長が来日し、最終意見陳述を行った。また、国会議員との懇談も行われた。

裁判の経過(まとめ)

第1次提訴
(2002/9/5)

原告:3861人

第2次提訴
(2003/3/28)

原告:4535人+
WALHI(インドネシア
環境フォーラム)

第1回口頭弁論
(2003/7/3)

第1回~17回:主張
第18回~24回:証拠調べ

文書提出命令申立 (2004/7)

東京地裁判決 (2006/6)

東京高裁判決 (2007/5)

最高裁判決 (2007/9)

結審
第25回口頭弁論
(2008/9/11)

判決
(2009/9/10)

(2009/9/10) 判決前宣伝行動



2009/9/10 東京地裁不当判決



判決後の記者会見

2009/9/10 東京地裁不当判決

「原告の請求を棄却・却下する」

- ・被害事実にも一言も触れてさえいない。住民の強制移住・生活破壊・自然環境破壊に全く目を向けず、被告の言い分だけを丸飲みした国策判決
- ・「融資3条件」があるにも関わらず、被告の国・JICA・東電設計に責任はないとした。援助をめぐる規制・人権環境擁護の国際的な流れ・歴史の流れに逆行。

東京高裁に控訴

- ・原告は直ちに東京高等裁判所に控訴。控訴人は5921人。
- ・2011/2/18、訴訟救助(裁判手数料を支払うことが困難な者に対して、その費用免除すること)の決定をくださいました。本裁判の手数料は5,344万9,906円にのぼる。
- ・政府、外務省による「国益ODA」に対する批判を強め、ODA被害者のネットワークを拡大する。

人権・環境・平和が守られる未来へ



コトパンジャン・ダム被害者住民を支援する会

東京都新宿区筑土八幡町2-21-301

www.kotopan.jp info@kotopan.jp